

合は変更する。

- ④ 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
- ⑤ 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- ⑥ (結核の予防施策の実施計画と一体のものとして定めることができる旨の規定を削除)

3 特定感染症予防指針

- ① 厚生労働大臣は、特に総合的に予防のための施策を推進するため必要がある感染症について、当該感染症に係る原因の究明、発生予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な指針を作成し、公表するものとする。
- ② 厚生労働大臣は、特定感染症予防指針を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第三 感染症に関する情報の収集及び公表

1 医師の届出

- ① 医師は、次の(ア)の者については、直ちにその者の氏名等を、(イ)の者については、七日以内にその者の年齢等を最寄りの保健所長を経由し都道府県知事に届け出なければならない。
 - (ア) 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
 - (イ) 厚生労働省令で定める五類感染症の患者
- ② 届出を受けた都道府県知事は、(ア)の者については直ちに、(イ)の者については、厚生労働省令で定める期間内に厚生労働大臣に報告しなければならない。
- ③ 都道府県知事は、その管轄区域外に居住する者についての届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。
- ④ 届出の規定は、医師が感染症により死亡した者の死体を検案した場合について準用する。

2 獣医師の届出

3 感染症の発生の状況及び動向の把握

- ① 都道府県知事は、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する(指定届出機関)。
- ② 指定届出機関の管理者は、厚生労働省令で定める五類感染症の患者又は死亡した者の死体を診断又は検案したときは、患者又は死亡した者の年齢等を都道府県知事に届け出なければならない。